

## はしがき

本書の目的は、発展途上国と先進国間における「外国投資の法的保護」の現代の様相と、その法的諸問題を明らかにしようとするものである。

1980年代以降、外国民間投資は、発展途上国の経済発展のみならず国際経済協力との関連でその重要性がますます再認識されている。このような状況は外国民間投資の受入国、投資母国、さらにその媒体である多国籍企業を取り巻くそれまでの環境が大きく変化していることを物語っている。すなわち外国民間投資の受入国である発展途上国においては、60年代以降国際社会において新たな経済秩序の樹立を求めてきた経済ナショナリズムの一体性が失われ、さらに現実の国際経済において経済開発への政策対応の相違から新興工業経済地域（NIEs）、累積債務諸国が登場し、発展途上国間に大きな発展格差をもたらしている。その結果、経済発展のキャッチアップに成功したNIEsはグローバル経済とのリンクをいっそう強める一方、累積債務諸国は従来の開発戦略を見直し、グローバル経済のシステムに参加するための条件を整えることが求められている。さらに冷戦構造の崩壊による社会主义諸国のブロック化の解体により、中央計画経済・市場経済移行諸国が新たに国際経済との相互依存を強めている。

他方、投資母国である先進諸国は、冷戦構造の崩壊を背景に、ウルグアイ・ラウンドを通じて、貿易・投資の領域で、東西、南北の両地域諸国を包含する経済のグローバル化と秩序の再編成を行おうとしている。その下で、欧州連合（EU）、北米自由貿易地域（NAFTA）、アジア・太平洋経済協力会議（APEC）、ASEAN 自由貿易地域（AFTA）、南米南部共同市場（MERCOSUL）

における経済統合が形成され、同時に国際貿易、投資・取引活動の自由原則へのパラダイム・シフトが急速に進行している。

この経済のグローバリゼーションの過程で、現実に国際的生産システムの統合を組織化してるのは多国籍企業である。多国籍企業は自由化の世界的傾向のなかで、貿易と直接投資をグローバル経済に統合する大きな推進力となっている。それは、1990年代以降、世界貿易の拡大に多国籍企業の海外直接投資が大きな役割を占めていることにも示される。

こうした状況のなかで、外国民間投資の促進とともに、その待遇または保護に向けた法的枠組みをつくりだそうと努力がなされている。しかし、普遍的な多数国間投資法典を策定することには大きな困難を伴っているのが現実である。この背景には、外国直接投資では人、資本、資機材、部品、技術・経営、市場アクセスなど経営資源全体がパッケージ・ジャンルとして移動するため、それを規律するには種々の困難を伴う他に、外国投資ないし投資財産の保護に関する国際法的ルールをめぐり、今日国際社会では投資受入国と投資母国との間に依然として大きな対立が存在していることが挙げられる。そのため外国民間投資の保護の法的大枠は実際、投資受入国の国内法、投資受入国と投資母国との間の個別の二国間投資条約で形成されているのが現状である。もっとも、投資受入国の国内投資法レベルでは、外国投資の法政策の枠組みはかなり共通性を認め得る範囲に収斂してきている。しかし、先進国と発展途上国間の共通の原則を設定するための法的調整は十分なされていない。こうした一方でまた、外国投資保護の領域では、二国間投資促進保護協定(BITs)が先進国と発展途上国間だけでなく、発展途上国間でも締結され、BITsのネットワーク化の傾向が顕著となっている。そしてBITsは外国民間投資の待遇と保護に関して共通にその法的態度を表明している。しかしこれは、投資受入国と投資母国との間の外国投資の保護に関する普遍的な法原則の確認を意味するものではなく、外国民間投資の現実的かつ国際的規制の必要性からかかる条約の慣行化がもたらされていることが看取される。さらにアメリカのBITsの展開では、NAFTAの投資、貿易政策にみられるよう

に、外国投資の保護・促進と貿易自由化の連結がはかられ、貿易関連投資措置の法的取扱いを通じて、外国投資保護の伝統的原則の実質化がもくろまれている。

本研究会は、このような発展途上国と先進国間の「外国投資保護」の原則をめぐる状況を踏まえ、この両者の法的立場がどのように調整され得るのか、また将来の可能性をさぐる上で、現在、いかなる基本的な法律問題に直面しているのかを、投資受入国の国内法、受入国と投資母国の二国間条約、多数国間条約の側面から検討することにした。

研究分担として、第1章は、BITsの国際的展開を積極的に進めているアメリカのBITs政策と法的諸問題を把握し、先進国の外国投資保護の法的立場を明らかにするため横川が担当した。

第2章は、発展途上国の中で近年輸出国に転化しつつある東アジア諸国のBITsを対象に、外国投資保護の法的内容と特徴を比較考察するため今泉が担当した。

第3章は、多数国間投資保護の法的枠組み設定にとり、従来その障害のひとつとみられたラテンアメリカの「カルボ原則」に焦点をあて、この地域諸国の国内法、BITsの締結動向を踏まえて、外国投資保護に対する法的立場の変化と意義を考察するため矢谷が担当した。

第4章は、外国投資保護の分野で投資と貿易の法的規制が交錯する現地化履行要件と貿易関連投資措置の法的論議と問題をBITsおよび自由貿易協定の二国間、地域間、多数国間レベルで考察するため櫻井が担当した。

第5章は、発展途上国の外国投資の法的規制と保護の展開において、最近の投資摩擦の具体的な内容を取り扱い、問題の法的傾向および特徴を検討するため鈴木が担当した。

第6章は、発展途上国であるメキシコのOECD加盟に焦点をあて、同国の外資規制の展開、投資の自由化と外資法の関係を法的側面から考察するため中川が担当した。

外国投資保護の法的問題は多岐にわたり、本書でとりあげた課題はその一部であるかもしれない。また多くの研究が必要であることは言うまでもない。しかし、そこで考察された各種の法的課題はできるかぎりこの領域で今日差し迫った法的問題を扱ったつもりである。こうした問題関心をわれわれの研究会に提供してくれたのは、世界銀行グループ報告書『外国投資の待遇のための法的枠組み』（同書の翻訳はICSID法務部より許可を頂き刊行した。アジア経済研究所刊行、1995年3月）であった。そこで研究成果の一端を拡げることができ、またこの分野の法的研究に資することができたならば幸いである。

最後に、本書作成のために研究会に参加しかつ執筆して下さった方々に厚くお礼を申し上げたい。さらに、本書作成のため研究会において外国投資の国際ルールの策定および外資立法の動向に関して有益な報告をして下さった山中啓介氏（在イスタンブル総領事館領事）、吉田正一氏（通産省産業政策局国際企業課総括班長）、野房健二氏（同課調査第一係長）、眞鍋竜日郎氏（日本貿易振興会海外調査部）にも心から感謝申し上げる次第である。

「開発過程における投資・企業活動と法」に関する研究会の構成メンバーは以下のとおりである。

主査：矢谷通朗（アジア経済研究所経済協力調査室）

委員：中川和彦（成城大学法学部教授）

櫻井雅夫（慶應義塾大学総合政策学部教授）

横川新（成城大学法学部教授）

鈴木康二（日本輸出入銀行海外投資研究所）

今泉慎也（アジア経済研究所経済協力調査室）

1996年2月

編者